

JISマーク表示制度

より広く、より親しみやすく



経済産業省
産業技術環境局 認証課

信頼のかけはし、JISマーク。

1 JISマーク表示制度とは

JISマークは現在、様々な鉱工業品に表示されていますが、製品が該当するJIS（日本工業規格：Japanese Industrial Standards）の基準を満たしていることを示すものであり、企業間の取引や公共調達、消費者の購買における指標など、広く活用されています。

JISには、製品の種類や寸法、品質・性能や安全性、それらを確認するための試験方法などが定められており、これに適合することの証明としてJISマークが表示されます。

この「JISマーク表示制度」は、昭和24年の工業標準化法制定以来、半世紀以上の歴史があり、製品の品質向上に貢献を果たしてきております。これまでも経済のグローバル化を始めとする環境変化に対応し、制度の充実が図られてきましたが、平成16年には、規制緩和に伴う基準・認証制度の見直しや、適合性評価制度の国際整合化などを図るため工業標準化法が改正され、民間認証機関が製品認証を行う新しいJISマーク表示制度がスタートしました。

2 JISマーク表示制度の仕組み

■民間認証機関による認証

国に登録された認証機関（登録認証機関）が、製造工場の品質管理体制を審査し、製品がJISに適合していることを試験することにより、JISマークの表示を認める制度です。

■認証の対象となるJIS

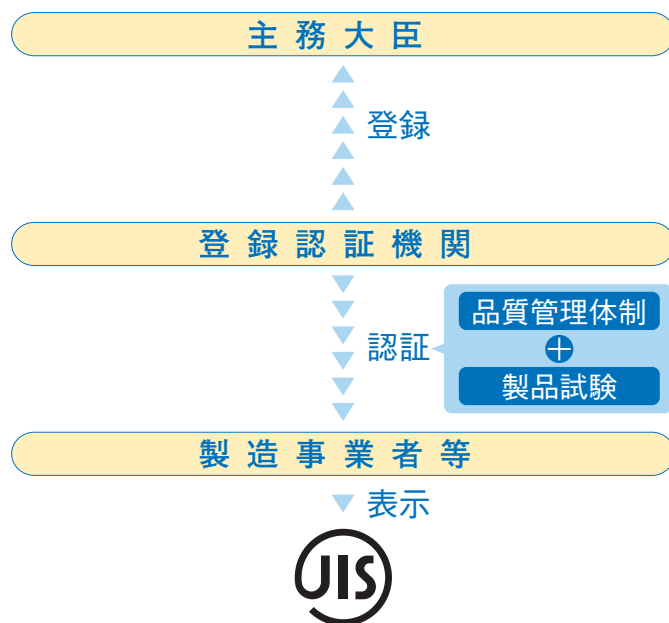
JISのうち、製品に対する品質要求事項、品質確認のための試験方法、表示に関する事項が完備されたものは原則JISマークの認証の対象となります。一部の事項しか定めていない規格、例えば寸法のみしか規定されていない規格は、認証の対象とはなりません。

なお、登録認証機関により、認証業務を行う規格の範囲が異なりますので、申請事業者は、各登録認証機関の行う認証業務の範囲をあらかじめ確認しておく必要があります。

■申請事業者

JISマーク表示制度では、製品を製造する事業者の他、製品を販売する事業者、製品の輸出入を行う事業者が、申請することができます。

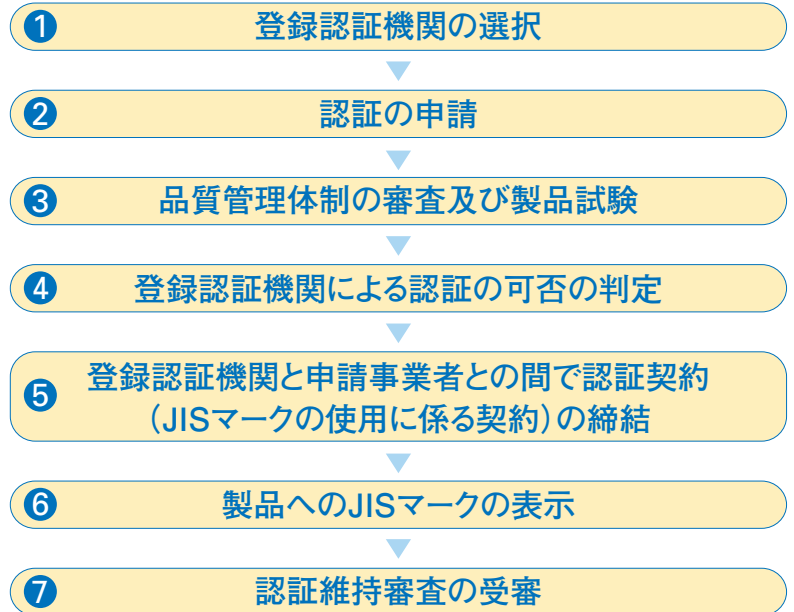
【JISマーク表示制度の仕組み】



3 認証取得の手順

■ 認証取得までの手順

自社の製品にJISマーク表示を希望する事業者は登録認証機関を選択し、審査を受けることによって認証を取得する必要があります。また、認証取得後には、登録認証機関による認証維持審査を受ける必要があります。申請から認証取得までの概略は右記のとおりです。



① 登録認証機関の選択

認証取得を希望する事業者は、まず、登録認証機関の認証業務の範囲、認証業務を行う区域などを確認して、どの登録認証機関に認証の申請を行うかを決定します。認証業務の範囲や認証を行う区域、認証手順、具体的な認証の料金算定基準、申請書の様式等は登録認証機関ごとに作成され、ホームページで公開されています。

② 認証の申請

申請をする登録認証機関を決定した後に、申請事業者は登録認証機関との間で次の事項を含む認証の範囲を特定します。なお、認証の区分については、「該当するJISごと」とするのが一般的ですが、場合によっては、JISに定める種類・等級ごと、複数JISに係る鉱工業品の群ごととする等も可能となっています。

- 認証の対象となる鉱工業品等
- 認証の対象となる製造工場の範囲
- 該当JIS

認証の申請が受理された後には、「日本工業規格への適合性の認証に関する省令(平成17年厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通省令第6号。以下「認証省令」という。）」、「該当JIS」及び「登録認証機関が定める認証手順」に基づき審査を受けることとなりますので、自社の工場の品質管理体制がこの内容に適合しているかどうかを確認してください。認証審査は、工場又は事業場の品質管理体制の審査及び製品試験です。

③ 品質管理体制の審査及び製品試験

品質管理体制の審査は、書類調査と現地調査により行われます。書類調査は、認証の申請の際に登録認証機関に提出することとなる、申請事業者の品質管理状況に関する説明書を元に行われます。また、現地調査では、登録認証機関の審査員が、工場での品質管理状況を調査し、JISを満足した製品を安定して製造・出荷できることを確認します。

製品試験(製品の規格適合性の試験)は、登録認証機関の責任で実施されることとなります。製品試験は、工場で製造された製品を無作為に抽出して、次のいずれかの方式によって実施されます。

- a) 登録認証機関の「試験設備」で実施。
- b) 登録認証機関の「下請負試験機関」で実施。
- c) 申請者の「試験設備」(下請負試験機関を含む)で、登録認証機関の試験員が自ら実施又は立会して実施。
- d) 申請者の「試験設備」(下請負試験機関を含む)で、申請者の試験員が実施した試験データを活用して実施。

(備考)上記c)又はd)の場合には、登録認証機関が、申請者の「試験設備」又は「下請負試験機関」について、試験装置、試験員、試験手順等が、JIS Q17025に該当する要求事項を満足するかどうかを確認します。

④ 登録認証機関による認証の可否の判定

登録認証機関は、上記③の品質管理体制及び製品試験の審査の結果が、該当JIS、認証省令及び登録認証機関が定める認証手順に規定される要求事項の全てに適合するかどうかを評価し、その評価結果に基づき認証の可否を決定し、申請事業者の結果を通知します。

⑤ 登録認証機関と申請事業者との間で認証契約(JISマークの使用に係る契約)の締結

認証の決定がなされた後に、申請事業者は登録認証機関との間で、JISマークの使用条件に関する事項、JISマークの表示方法に関する事項、認証維持審査の頻度に関する事項などについて定めた認証契約を締結することとなります。

この際、登録認証機関はJIS認証の証明書となる認証書を交付します。

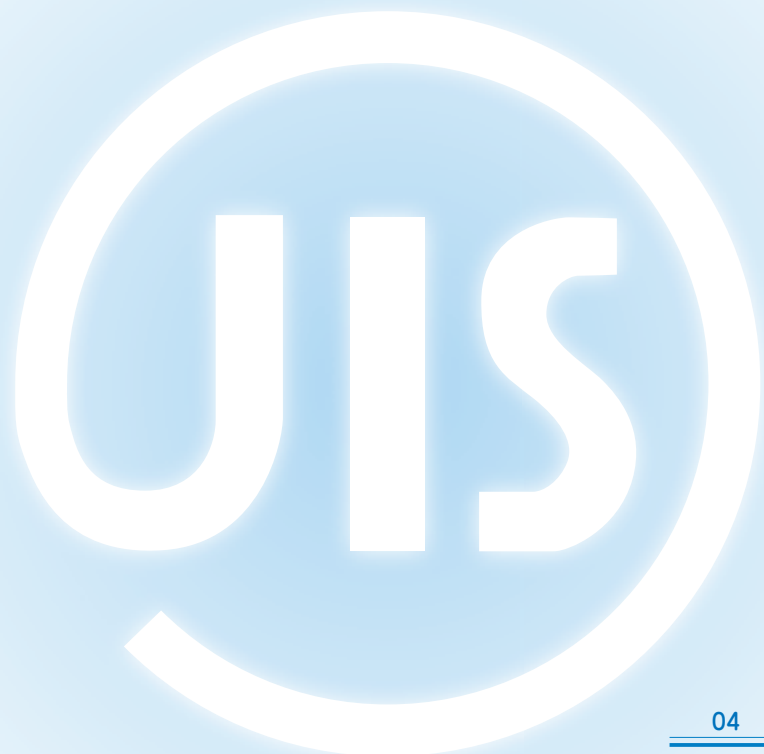
⑥ 製品へのJISマークの表示

⑤の認証契約の締結をもって、申請事業者は製品等にJISマークを表示することが可能となります。

⑦ 認証維持審査の受審

認証取得後は、認証取得事業者自ら製品の品質保持に必要な品質管理体制等を適正に保つ責任があり、登録認証機関はそのチェックのために認証維持審査を3年毎に1回以上の頻度で行うこととなっています。

認証維持審査は、認証取得事業者の品質管理体制の審査及び製品試験を実施することとなっており、認証維持審査の頻度は上記の認証契約の中で定められることとなります。



4 JISマークについて

■JISマークの種類

JISマークには

- ① 鉱工業品のJISに適合していることを示すマーク
 - ② 加工技術のJISに適合していることを示すマーク
 - ③ 性能、安全度などの特定側面について定められたJISに適合していることを示すマーク
- があります。なお、「特定の側面」表示に関しては、ニーズに応じてJISの制定や見直しを行うことにより表示を行うことが可能です。

新JISマーク



鉱工業品用



加工技術用



特定側面用

■製品等へのJISマーク表示について

JISマーク表示を含む具体的な表示事項、表示方法は、認証省令、該当JIS及び登録認証機関と認証取得事業者との認証契約で定められます。

表示に関しては、JISマークの近傍に登録認証機関の名称又は略号の表示を行うこと、製品又は包装等に認証取得事業者の名称又は略号を付記することが必要となります。

参考/JISマークの表すもの

JISマークのデザインには、次の内容が包含されています。

- ① 「JIS」を横に並べることにより、世界中の人に一目で分かってもらえるようにしています。
- ② Industryを示す「I」の文字を中心に置くことにより、工業製品のきっちりした品質をイメージしています。
- ③ 丸い囲みには、認証OKの意味が込められています。
- ④ 円形の外周は日本を象徴し、右回りに渦巻き状に旋回する形とすることにより、21世紀の日本の産業が発展していくイメージを重ねています。
- ⑤ 左右対称の丸い外周は、人の顔を想起させ、親しみをもちやすくしています。

参考 旧JISマークについて

旧JISマークは、半世紀以上にわたり、国民の間で最も広く親しまれてきたマークの一つですが、平成16年の工業標準化法の改正により、JISマーク表示制度が従来のものとは違う新たな制度に改正されましたので、この点を明確なメッセージとして示すため、マークのデザインを刷新しました。

旧JISマーク

指定商品の場合



指定加工技術の場合



5 情報提供

■ 認証機関に関する情報

JISマーク表示制度で認証を行う機関として登録された認証機関は、登録され次第、順次、日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)に機関の名称、住所、認証業務を行う区域及び認証業務の範囲(認証の対象とするJIS)等が掲載されます。

また、認証取得事業者その他の利害関係人は、登録認証機関に対して業務時間内に財務諸表等の閲覧、又はコピーの請求ができます。

■ 認証の手順等に関する情報

登録認証機関には、認証の標準処理期間、各登録認証機関が定める認証に関する料金算定基準や認証手続きの概要等を、業務時間内に事務所で閲覧できるようにするとともに、自らのホームページで公表する義務があります。

JISマーク表示制度に関するQ&A

登録認証機関

Q
1

どの登録認証機関に申請すればよいのでしょうか？

A
1

- ・認証の取得を考えているJISについて認証業務を行っている登録認証機関に申請することが必要です。
- ・官報(認証機関の登録時)や日本工業標準調査会(JISC)のホームページに登録認証機関の一覧、登録区分(どのJISについて認証業務を行うことができるのか)、認証業務を行う区域等の情報を掲載しています。

Q
2

認証を取得したいJISについて、認証業務を行う登録認証機関が存在しない場合には、どのようにすればよいですか？

A
2

- ・登録認証機関が認証ニーズを事前に全て把握することは困難なため、ご質問のような場合が生じることも想定されます。その場合は、類似のJISを認証している登録認証機関にご相談されることをおすすめします。全く類似のJISがない場合は、国の相談窓口にご連絡下さい。
- ・国から登録認証機関に認証ニーズについての情報提供を行うことにより、登録認証機関が認証ニーズを適切に把握して認証業務を行えるよう措置していきたいと考えています。

対象となる製品規格

Q
3

JISのうち製品規格であれば、全てJISマーク制度の対象となるのでしょうか？

A
3

- ・JISマーク制度の対象となるのは、一般に品質要求事項、試験方法、表示方法の3つの要素が整備された製品規格です。
- ・例えば、製品規格の中には、品質要求事項のひとつである寸法しか決まっていない規格がありますが、このような規格に基づき認証が行われJISマークが表示されると、その他の品質も含めて認証されていると消費者等に誤解を与える可能性があるため、JISマーク表示制度の対象とはなりません。
- ・また、これらの要件を備えていたとしても、製品認証の対象としないとの前提で策定された製品規格については、その旨製品規格の適用範囲に明記することとしており、JISマーク表示制度の対象とはなりません。
- ・JISマーク表示制度の対象となるJISかどうかの情報は、国の相談窓口又は登録認証機関にお問い合わせ下さい。

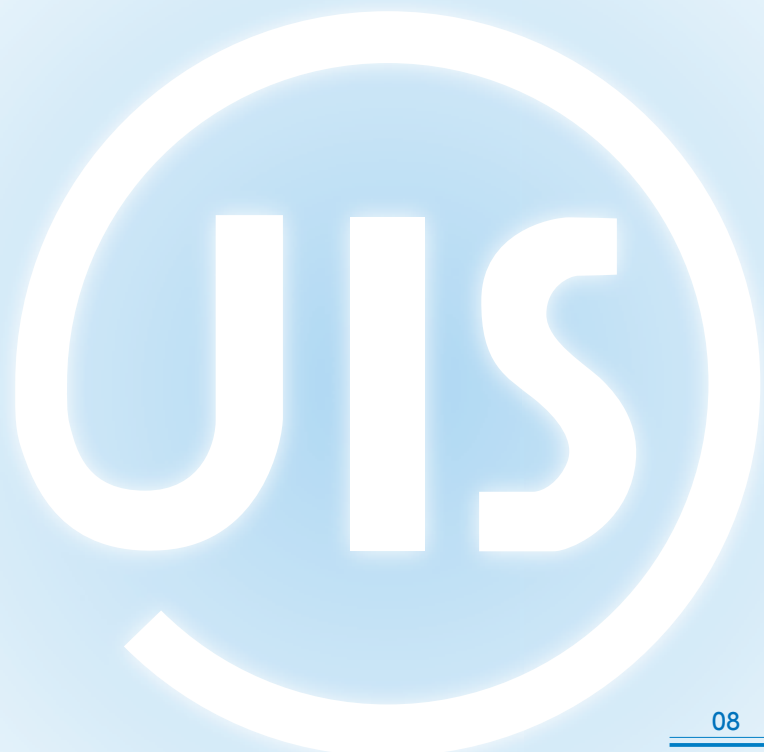
認証指針

4 認証指針JISとは何ですか？

- A
4
 - ・工業標準化法第31条第2項に基づき、国は、登録認証機関の認証業務の基準を省令で定めることになっており、平成17年3月30日付けで認証省令を制定しています。
 - ・認証指針とは、認証省令第3章(第9条～第26条)に規定する「認証の業務」の内容に参考事例等を加えて再構成し、JISマーク制度関係者により分かり易いように記述した指針です。
 - ・現在、制定されているのは以下の4つのJISで、登録認証機関が行う審査における審査基準、審査方法、審査手順等の共通指針として、関係者に広く使われています。
 - *JIS Q1001 適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-一般認証指針
 - *JIS Q1011 適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-分野別認証指針
(レディーミクストコンクリート)
 - *JIS Q1012 適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-分野別認証指針
(プレキャストコンクリート製品)
 - *JIS Q1013 適合性評価-日本工業規格への適合性の認証-分野別認証指針
(鉄鋼製品第1部)

5 認証指針JISはどのようにすれば入手できますか？

- A
5
 - ・JISとして制定していますので(JIS Q1001ほか)、JISCのホームページで閲覧できます。
 - ・また、JIS規格票として、(財)日本規格協会で販売されています。



Q
6

製品試験は、登録認証機関の試験所で行わなければならないのでしょうか？

A
6

- ・必ずしもその必要はありません。
- ・合理的な理由によりISO/IEC17025(JIS Q17025)の該当する要求事項を満足する第三者試験所又は申請事業者の試験所で実施することもあり得ます。

Q
7

自社の試験設備について、ISO/IEC17025 (JIS Q17025)の認定を受けることが必要なのでしょうか？

A
7

- ・必ずしもその必要はありません。
- ・工場で行う品質管理のための製品試験と、認証のための製品試験は別の性格を持っています。
- ・工場で行う品質管理のための製品試験は、品質管理の一環として工場で作られた製品の品質がJIS(社内規格)に適合していることを自ら確認するための試験です。
- ・認証のための製品試験は、登録認証機関が製品を認証するための手続きとして登録認証機関によって行われるもので、国際ガイドによって、ISO/IEC17025(JIS Q17025)の該当する要求事項への適合が求められています。
- ・どちらの試験もISO/IEC17025(JIS Q17025)の認定を受けることまでは求められていません。

Q
8

製品試験のためのサンプルの抜き取りは、どのようにして行われるのでしょうか？

A
8

- ・製品試験のために必要なサンプルの抜き取りは、原則として、登録認証機関が行います。
- ・また、抜き取り方法は、製品倉庫等からの無作為抽出とし、その個数はJISに定める全ての製品試験を実施するために必要な数となります。

ロット(又はバッチ)単位の認証について

9 継続的に製造される製品以外は認証の対象とならないのでしょうか？

- A 9** ・ JISマーク表示制度では、継続的に製造される製品に対する認証を主に想定していますが、これに加え、製品のロット単位の認証(認証を受ける対象が、特定の個数又は量の製品に対する認証)が可能となっています。

10 ロット単位の認証の申請をする場合には、どのような審査が行われるのでしょうか？

- A 10** ・ ロット単位の認証でも、品質管理体制の審査及び製品試験の二つが主要な要素となりますが、現に製造された製品の認証であれば、品質管理体制の審査のうち、現地調査を省略することができます。
- ・ また、登録認証機関が、申請を受けた製品の全てについて製品試験を行うことによりJISに適合するかを審査する場合は、品質管理体制の審査を全て省略することができます(省略の可否については登録認証機関の判断となります)。

販売業者、輸出入業者が申請する場合

11 販売業者、輸出入業者は申請できるのでしょうか？

- A 11** ・ 国内又は海外にある工場又は事業場について、品質管理実施状況を把握しているとともに、登録認証機関が工場又は事業場への現地調査が可能である場合、申請事業者となり得ます。

12 販売業者、輸出入業者が認証の申請をする場合には、どのような審査が行われるのでしょうか？

- A 12** ・ 製造事業者が申請する場合と同様の審査が行われます。ただし、販売業者、輸出入業者の審査だけではなく、認証に係る全ての工場又は事業場についても現地調査を行います。
- ・ また、ロット単位の認証申請の場合の審査については、A9、A10をご覧ください。

認証取得に係る標準処理期間、認証書の交付、認証契約の締結

13 申請から認証を取得するまでにどれぐらいの時間がかかりますか？

- A 13** ・ 申請から認証の決定までの全てのプロセスは登録認証機関の責任で行われます。
- ・ 登録認証機関は、製品試験の実施期間などを考慮して、申請があってから認証の可否までの標準処理期間を定めます。具体的な期間は、登録認証機関にお尋ね下さい。

Q 14 認証取得事業者は、製品に必ずJISマークの表示を行わなければならないのですか？

- A 14
- ・必ずしもJISマークの表示を行う必要はありません。
 - ・JISマークを表示する場合は、認証省令、該当JIS及び登録認証機関との認証契約で定められた事項を表示しなければなりません。

Q 15 製品のカタログや名刺などにJISマークを使用してもよいですか？

- A 15
- ・カタログや名刺などにJISマークを使用する場合は、JISマークの認証を受けていない製品までJISマークの認証を取得しているかのような誤解を与えることのないようにしてください。
 - ・また、その判断に迷った場合は、認証を受けた登録認証機関へ相談してください。

Q 16 認証維持審査とはどのような審査なのでしょう？

- A 16
- ・認証維持審査には、定期的な認証維持審査と臨時の認証維持審査があります。
 - ・審査内容はいずれも品質管理体制の審査及び製品試験の全部又は一部となります。
 - ・定期的な認証維持審査は、認証取得事業者と登録認証機関との認証契約に基づき、3年ごとに1回以上の頻度で行われます。
 - ・臨時の認証維持審査は、次のような場合に行われます。
 - a) 認証取得事業者が、認証された鉋工業品等の仕様を変更し、若しくは追加し、又は品質管理体制を変更しようとするとき
 - b) JISの改正により、認証された鉋工業品等がJISに適合しなくなる恐れのあるとき、又は品質管理体制を変更する必要があるとき
 - c) 認証された鉋工業品等がJISに適合しない旨又は認証取得事業者の品質管理体制が品質管理体制の基準に適合しない旨の第三者からの申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いとき
 - d) a) からc) のほか、認証された鉋工業品等がJISに適合せず、若しくは、認証取得事業者の品質管理体制が認証省令に規定される品質管理体制の基準に適合せず、又は適合しない恐れのある事実を把握したとき

違法な表示等に係る措置

Q 17 JISマーク品や工場の品質管理体制に不適合を発見した場合はどのようにしたらよいですか？

- A 17
- ・ 認証取得事業者がJIS不適合品を流通させた恐れがある場合やJISマーク品の表示について不適合の可能性がある場合、認証取得事業者の工場又は事業場における品質管理体制が適正でないと考えられる場合には、まずは認証取得事業者にご連絡ください。認証取得事業者は、発見された不適合に対し適切な処理をとることになっています。
 - ・ その一方で、認証取得事業者において、問題のある可能性があるものについて何のアクションも講じられない場合には、具体的な証拠やその内容と共に登録認証機関へご連絡ください。

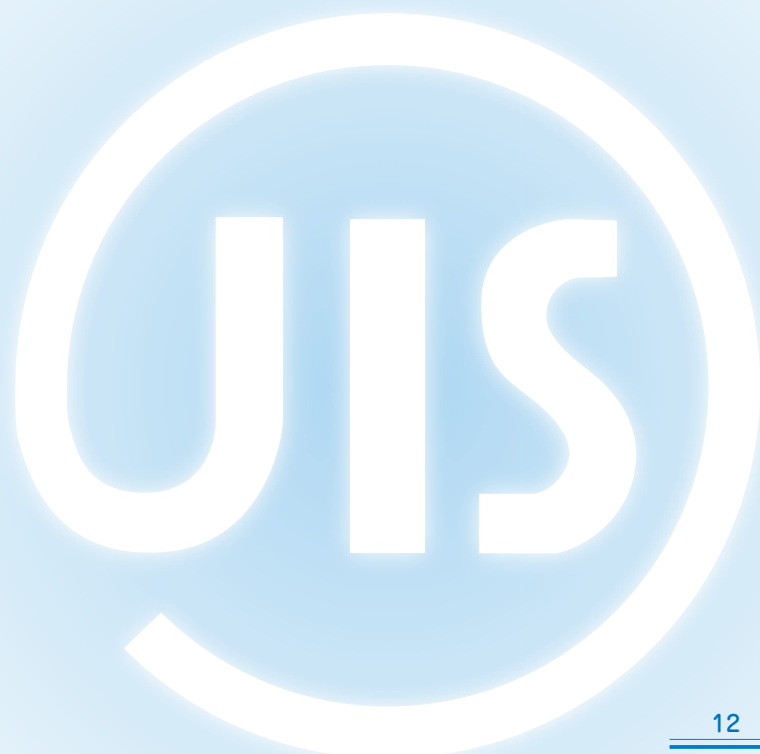
登録認証機関に対する不服がある場合

Q 18 登録認証機関が行う措置に不服がある場合には、どのようにすればよいですか？

- A 18
- ・ 登録認証機関に対して、認証契約に基づき異議申し立てを行うことになります。

Q 19 登録認証機関に対する不服を国に申し立てた場合、国はどのような措置を講じるのですか？

- A 19
- ・ 登録認証機関が行う決定については、国に対して行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできません。
 - ・ 登録認証機関の登録要件に対して疑義がある場合には国の相談窓口へご連絡ください。



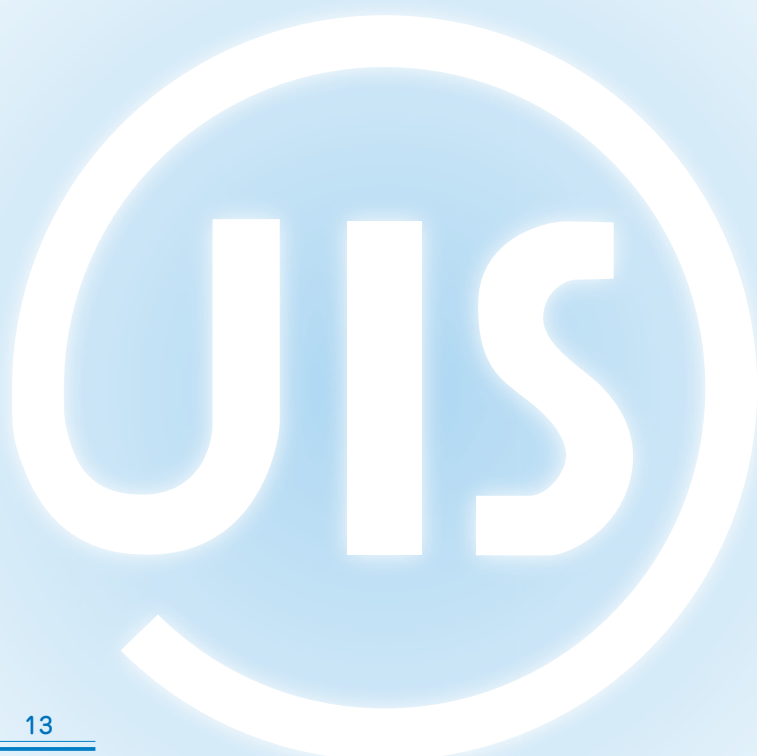


旧JISマーク表示制度との仕組みの違いは何ですか？



	旧JISマーク表示制度	新JISマーク表示制度
誰が認証するのか	国又は指定認定機関	登録認証機関
誰が申請するのか	製造業者、加工業者	製造業者、加工業者、販売業者、輸出入業者
認証の対象規格は	指定商品*	原則として品質要求事項、試験方法、表示事項が完備された全ての製品規格
認証の審査方法は	工場の品質管理体制の審査	工場の品質管理体制の審査＋製品試験による製品のJIS適合性の審査
審査の基準は	国が定めた品質管理体制の基準＋該当JIS	登録認証機関が定めた審査の基準＋該当JIS＋認証省令
認証取得後のフォローアップ	指定検査機関による公示検査	登録認証機関による認証維持審査

※なお、旧JISマーク表示制度では、指定商品(1074規格)に限ってJISマークの表示が行われていましたが、新制度ではこの制限が撤廃されました。



日本工業標準調査会 (JISC) のホームページです。

こちらからもJISの情報が得られます。



<http://www.jisc.go.jp/>



国の相談窓口

制度に係るお問い合わせは最寄りの各地方経済産業局（沖縄県の場合は内閣府沖縄総合事務局）
又は経済産業省認証課のJISマーク制度担当窓口までお願いします。

北海道経済産業局 地域経済部 産業技術課	電 話：011-709-5441 E-mail：hokkaido-gijutsu@meti.go.jp
東北経済産業局 地域経済部 産業技術課	電 話：022-221-4897 E-mail：thk-sangi@meti.go.jp
関東経済産業局 地域経済部 技術振興課	電 話：048-600-0289 E-mail：kanto-jis@meti.go.jp
中部経済産業局 地域経済部 産業技術課	電 話：052-951-2774 E-mail：sangijis-chb@meti.go.jp
近畿経済産業局 地域経済部 技術課	電 話：06-6966-6017 E-mail：kin-sinjisgyoumu@meti.go.jp
中国経済産業局 地域経済部 次世代産業課	電 話：082-224-5680 E-mail：cgk-jisedaika@meti.go.jp
四国経済産業局 地域経済部 産業技術課	電 話：087-811-8518 E-mail：qsikig@meti.go.jp
九州経済産業局 地域経済部 技術振興課	電 話：092-482-5465 E-mail：kyushu-gishinka@meti.go.jp
沖縄総合事務局 経済産業部 地域経済課	電 話：098-866-1730 E-mail：oki-jis@meti.go.jp
経済産業省 産業技術環境局 基準認証ユニット 認証課	電 話：03-3501-9473 E-mail：newjis@meti.go.jp